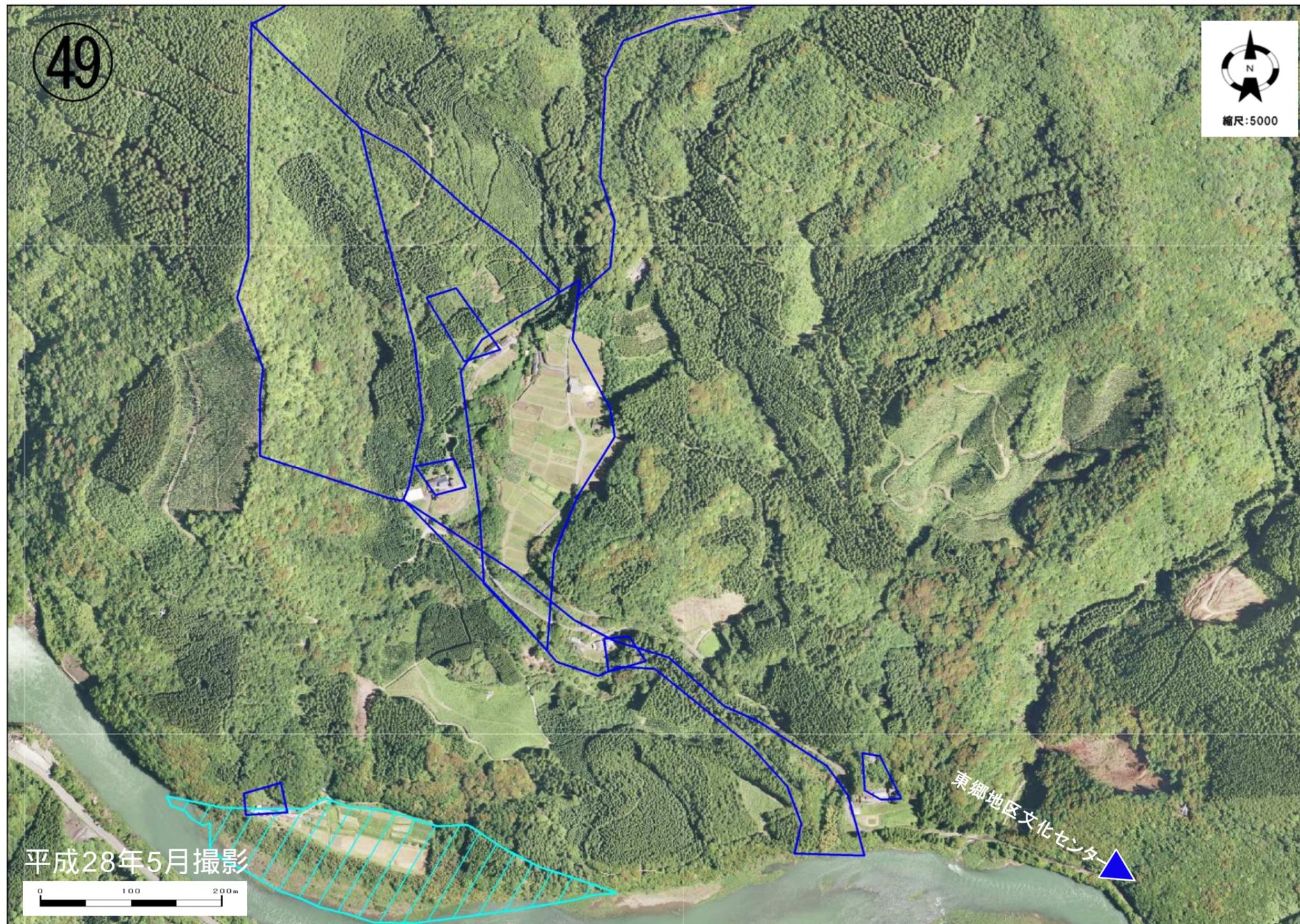


# 日向市土砂災害ハザードマップ（ 迫野内区 1 / 5 ）

平成29年10月指定  
日向市防災推進課

## マップの 活用方法

- ① このマップは、市民のみなさまが土砂災害の危険性から安全に避難するために、最寄りの避難所や危険箇所を表示したものです。
- ② 確認しておきましょう。「土砂災害のおそれはないの？ 浸水のおそれはないの？」
- ③ 決めておきましょう。「避難はどこにするの？ 避難経路はどうするの？ 避難手段はどうするの？ 何を持っていくの？」
- ④ 災害・避難マップとして活用しましょう。「避難所までの経路等を記入し、家族全員が普段から目にとまりやすい場所(玄関や冷蔵庫等)に貼っておきましょう。」



## 凡 例

### 土砂災害特別警戒区域

「土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

### 土砂災害警戒区域

「土砂災害が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

### 土砂災害危険箇所

「土砂災害が発生する危険性が高い区域」です。  
※今後、宮崎県により、土砂災害警戒区域、特別警戒区域に指定する調査がある予定です。

### 洪水氾濫浸水想定区域

40～50年に1回程度起こる大雨により浸水が想定される区域及び過去に浸水の実績がある区域です。  
(H19日向市防災ハザードマップ)

### 指定避難所

水害、土砂災害の場合に市が指定する避難所です。

### 避難所方向

図上に避難所が表示されていない場合に避難所の方向を示しています。

市が開設する指定避難所



「東郷地区文化センター(初期開設)」

自主防災会等が開設する場合の指定避難所



「迫野内区公民館」

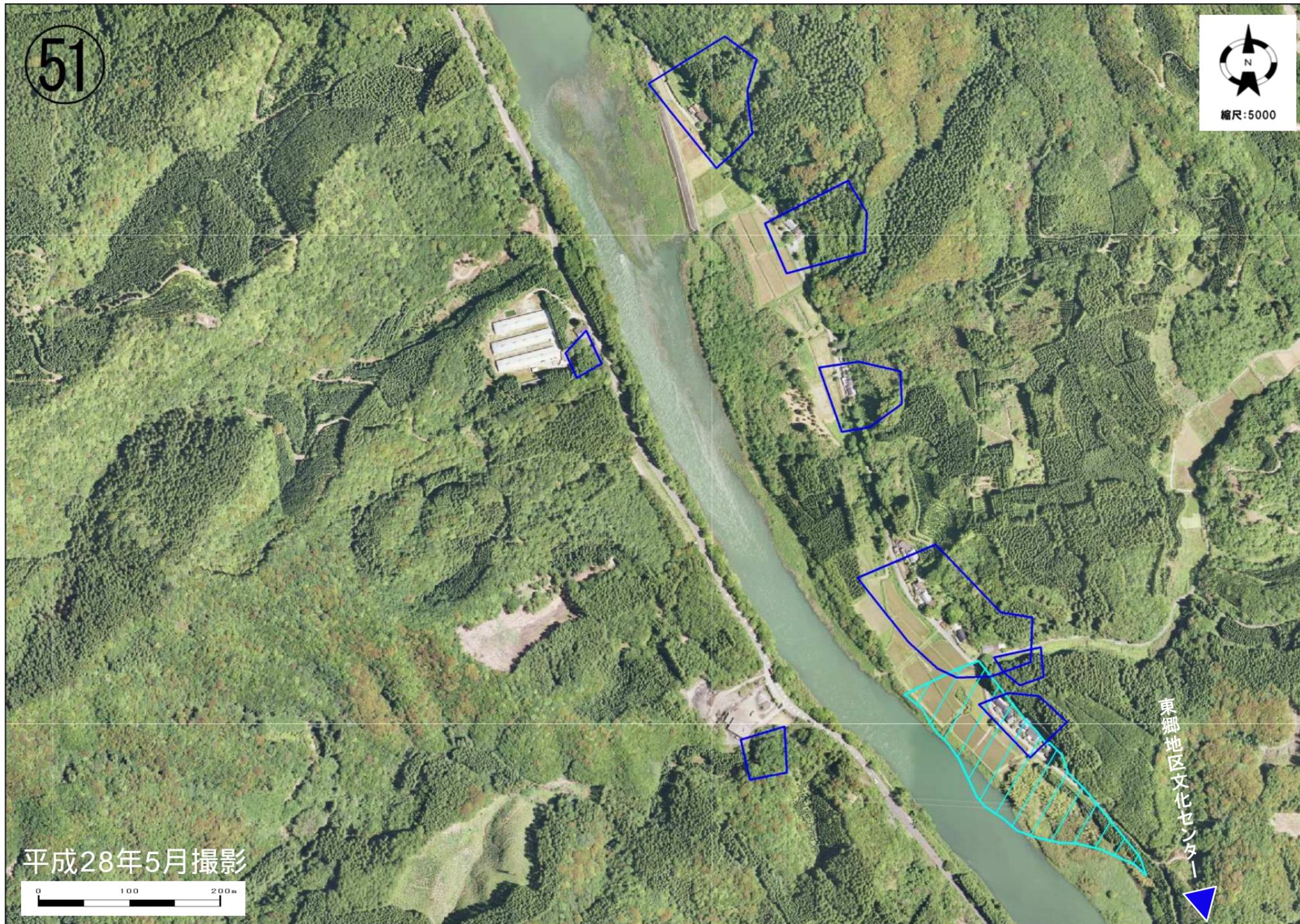
(避難所の開設状況を確認したい時には、日向市防災推進課へ問い合わせして下さい。)

# 日向市土砂災害ハザードマップ（ 迫野内区 2 / 5 ）

平成29年10月指定  
日向市防災推進課

## マップの 活用方法

- ① このマップは、市民のみなさまが土砂災害の危険性から安全に避難するために、最寄りの避難所や危険箇所を表示したものです。
- ② 確認しておきましょう。「土砂災害のおそれはないの？ 浸水のおそれはないの？」
- ③ 決めておきましょう。「避難はどこにするの？ 避難経路はどうするの？ 避難手段はどうするの？ 何を持っていくの？」
- ④ 災害・避難マップとして活用しましょう。「避難所までの経路等を記入し、家族全員が普段から目にとまりやすい場所(玄関や冷蔵庫等)に貼っておきましょう。」



## 凡 例

### 土砂災害特別警戒区域

「土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

### 急傾斜 土砂災害警戒区域

「土砂災害が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

### 土砂災害危険箇所

「土砂災害が発生する危険性が高い区域」です。  
※今後、宮崎県により、土砂災害警戒区域、特別警戒区域に指定する調査がある予定です。

### 洪水氾濫浸水想定区域

40～50年に1回程度起こる大雨により浸水が想定される区域及び過去に浸水の実績がある区域です。  
(H19日向市防災ハザードマップ)

### 指定避難所

水害、土砂災害の場合に市が指定する避難所です。

### 避難所方向

図上に避難所が表示されていない場合に避難所の方向を示しています。

市が開設する指定避難所



「東郷地区文化センター(初期開設)」

自主防災会等が開設する場合の指定避難所



「迫野内区公民館」

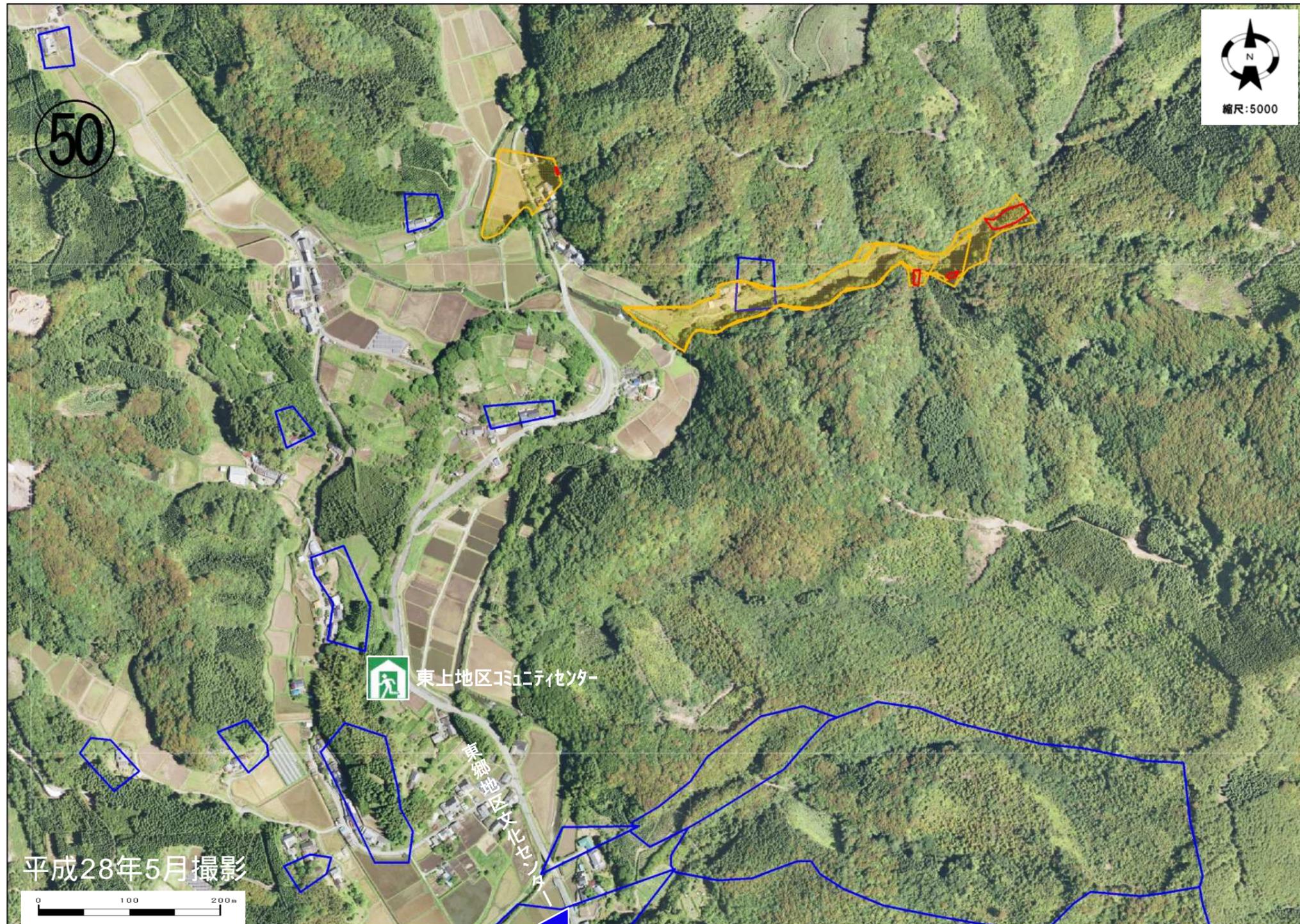
(避難所の開設状況を確認したい時には、日向市防災推進課へ問い合わせして下さい。)

# 日向市土砂災害ハザードマップ（ 迫野内区 3 / 5 ）

平成29年10月指定  
日向市防災推進課

## マップの 活用方法

- ① このマップは、市民のみなさまが土砂災害の危険性から安全に避難するために、最寄りの避難所や危険箇所を表示したものです。
- ② 確認しておきましょう。「土砂災害のおそれはないの？ 浸水のおそれはないの？」
- ③ 決めておきましょう。「避難はどこにするの？ 避難経路はどうするの？ 避難手段はどうするの？ 何を持っていくの？」
- ④ 災害・避難マップとして活用しましょう。「避難所までの経路等を記入し、家族全員が普段から目にとまりやすい場所(玄関や冷蔵庫等)に貼っておきましょう。」



## 凡 例

- 土砂災害特別警戒区域**  
「土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
- 土砂災害警戒区域**  
「土砂災害が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生じるおそれのある区域」です。  
急傾斜  
土石流
- 土砂災害危険箇所**  
「土砂災害が発生する危険性が高い区域」です。  
※今後、宮崎県により、土砂災害警戒区域、特別警戒区域に指定する調査がある予定です。
- 洪水氾濫浸水想定区域**  
40～50年に1回程度起こる大雨により浸水が想定される区域及び過去に浸水の実績がある区域です。  
(H19日向市防災ハザードマップ)
- 🏠 **指定避難所**  
水害、土砂災害の場合に市が指定する避難所です。
- ➡ **避難所方向**  
図上に避難所が表示されていない場合に避難所の方向を示しています。

市が開設する指定避難所



「東郷地区文化センター(初期開設)」

自主防災会等が開設する場合の指定避難所



「東上地区コミュニティセンター」

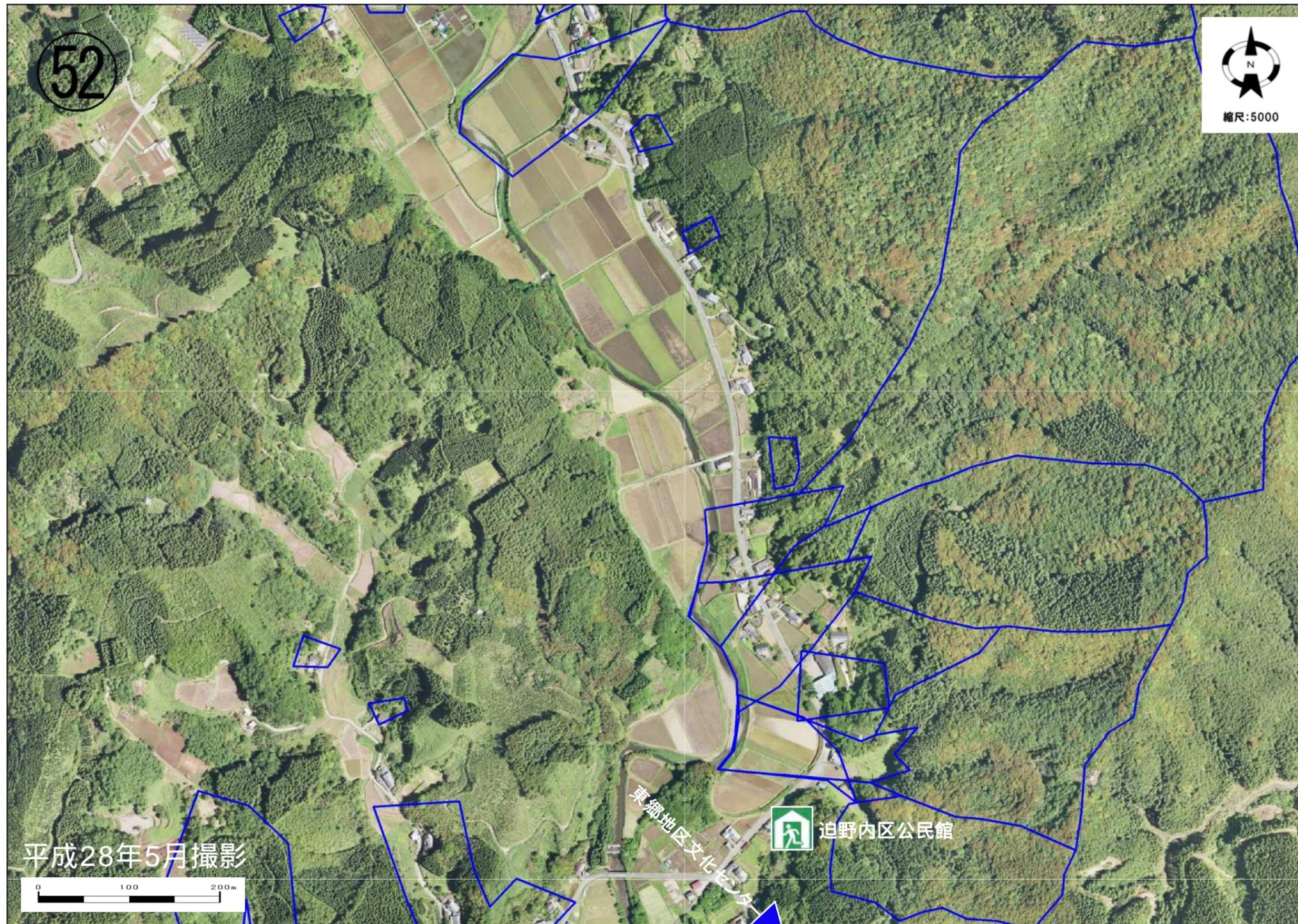
(避難所の開設状況を確認したい時には、日向市防災推進課へ問い合わせして下さい。)

# 日向市土砂災害ハザードマップ（ 迫野内区 4 / 5 ）

平成29年10月指定  
日向市防災推進課

## マップの 活用方法

- ① このマップは、市民のみなさまが土砂災害の危険性から安全に避難するために、最寄りの避難所や危険箇所を表示したものです。
- ② 確認しておきましょう。「土砂災害のおそれはないの？ 浸水のおそれはないの？」
- ③ 決めておきましょう。「避難はどこにするの？ 避難経路はどうするの？ 避難手段はどうするの？ 何を持っていくの？」
- ④ 災害・避難マップとして活用しましょう。「避難所までの経路等を記入し、家族全員が普段から目にとまりやすい場所(玄関や冷蔵庫等)に貼っておきましょう。」



## 凡 例

### 土砂災害特別警戒区域

「土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

### 急傾斜 土砂災害警戒区域

#### 土石流

「土砂災害が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

### 土砂災害危険箇所

「土砂災害が発生する危険性が高い区域」です。

※今後、宮崎県により、土砂災害警戒区域、特別警戒区域に指定する調査がある予定です。

### 洪水氾濫浸水想定区域

40～50年に1回程度起こる大雨により浸水が想定される区域及び過去に浸水の実績がある区域です。  
(H19日向市防災ハザードマップ)

### 指定避難所

水害、土砂災害の場合に市が指定する避難所です。

### 避難所方向

図上に避難所が表示されていない場合に避難所の方向を示しています。

## 市が開設する指定避難所



「東郷地区文化センター(初期開設)」

## 自主防災会等が開設する場合の指定避難所



「迫野内区公民館」

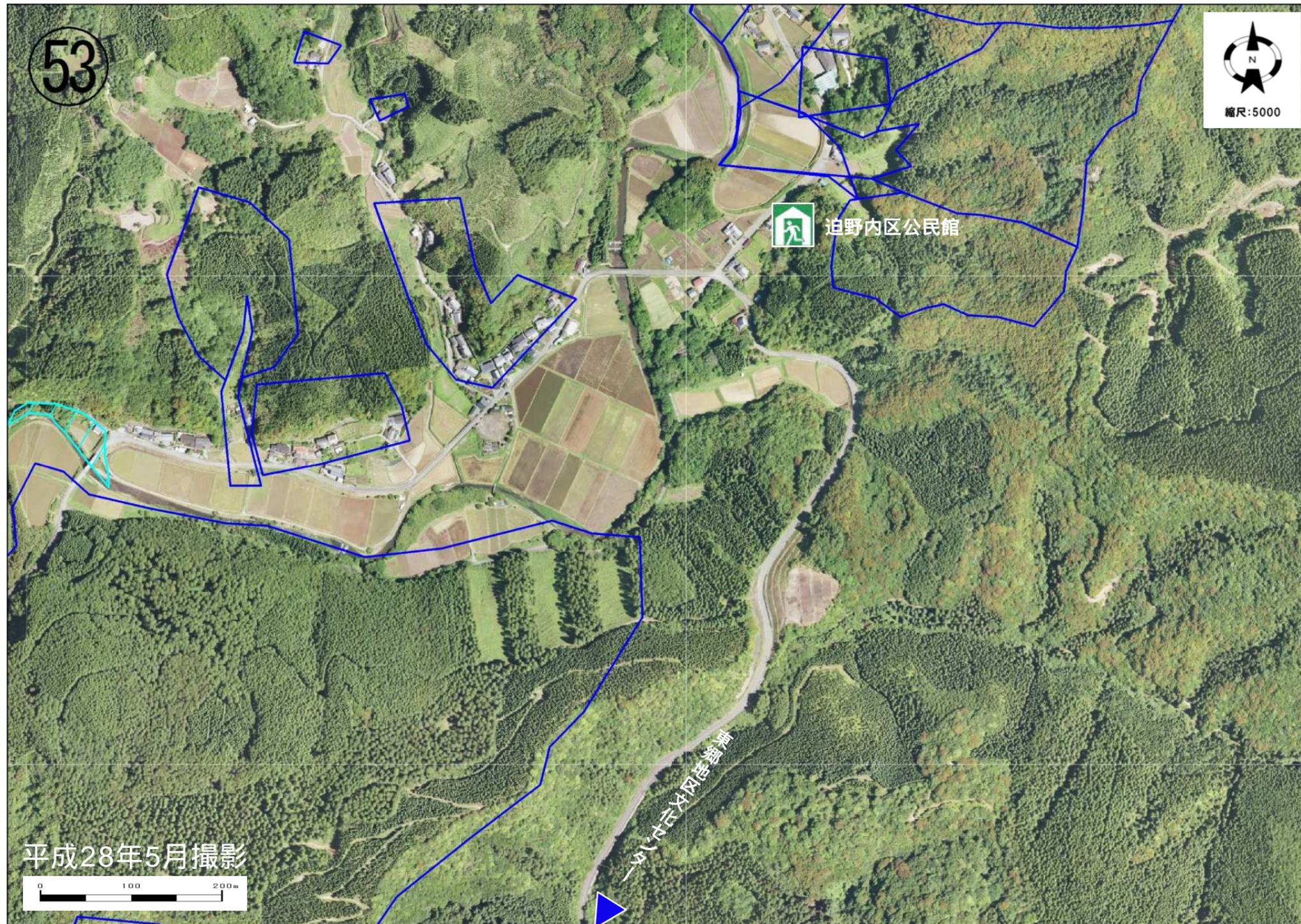
(避難所の開設状況を確認したい時には、日向市防災推進課へ問い合わせして下さい。)

# 日向市土砂災害ハザードマップ（ 迫野内区 5 / 5 ）

平成29年10月指定  
日向市防災推進課

## マップの 活用方法

- ① このマップは、市民のみなさまが土砂災害の危険性から安全に避難するために、最寄りの避難所や危険箇所を表示したものです。
- ② 確認しておきましょう。「土砂災害のおそれはないの？ 浸水のおそれはないの？」
- ③ 決めておきましょう。「避難はどこにするの？ 避難経路はどうするの？ 避難手段はどうするの？ 何を持っていくの？」
- ④ 災害・避難マップとして活用しましょう。「避難所までの経路等を記入し、家族全員が普段から目にとまりやすい場所(玄関や冷蔵庫等)に貼っておきましょう。」



## 凡 例

- 土砂災害特別警戒区域**  
「土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。
- 土砂災害警戒区域**  
「土砂災害が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 土砂災害危険箇所**  
「土砂災害が発生する危険性が高い区域」です。  
※今後、宮崎県により、土砂災害警戒区域、特別警戒区域に指定する調査がある予定です。
- 洪水氾濫浸水想定区域**  
40～50年に1回程度起こる大雨により浸水が想定される区域及び過去に浸水の実績がある区域です。  
(H19日向市防災ハザードマップ)
- 指定避難所**  
水害、土砂災害の場合に市が指定する避難所です。
- 避難所方向**  
図上に避難所が表示されていない場合に避難所の方向を示しています。

市が開設する指定避難所



「東郷地区文化センター(初期開設)」

自主防災会等が開設する場合の指定避難所



「迫野内区公民館」

(避難所の開設状況を確認したい時には、日向市防災推進課へ問い合わせして下さい。)